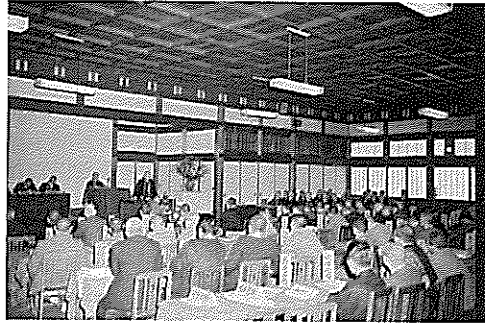


## 点描

## 北海道50年の歩み—真宗同朋会運動— No. 5

1963  
昭和38年

真宗同朋会条例が上程された第70回宗議会(写真提供:京都高田写真館)



## 迅速なる教区運動推進計画の制定

1962年(昭和37)、宗派は真宗同朋会条例を可決し、教区指定奉仕団、特別伝道班、推進員認定研修会を三本柱とする真宗同朋会運動第一次五カ年計画が制定された(写真)。

北海道教区では、この動きに即応し、同年度内に教学委員会(小川殊諦委員長)を設置して運動の中核組織を定めた。そして、指定教区となる昭和三九年度に教区全般にわたって運動を推進するために「北海道教区同朋会運動推進計画」を策定した。

〔教学通信〕昭和三八年三月号にて公表  
この時、運動推進のための実働機関として、教学委員会の支部が設置されることとなる。その支部組織は、組を支部とし組内の教師および坊守によって構成されたが、同時に道内の各学園にも支部が設置されることになった。

また、教区定例やその他の布教

においては、定例線布教使を原則として育成員講習の修了者をもつて充て、必ず『現代の聖典』、最新号の「同朋新聞」、『同朋手帳』の携行活用を義務づけている。

この他にも、本廟奉仕で上山するための指定奉仕団派遣計画の発表、モデル組を指定して運動推進のため教区特伝をはじめとする諸施策の一カ組への集中。また、育成員の中から同朋会指導員を委嘱し、教化が実動させていく人も定められていった。

これらの諸施策は、順次発表されたのではない。まさに教区の諸機関・諸事業のすべてを一気呵成に真宗同朋会運動一本に絞りこんでいったのである。

\*

また、この諸施策の根底をなす「同朋の誓い」(真宗実践綱領)が教学委員会・学場部によって定められた。

- 一、念仏の一道に帰し、正しい信仰を確立しよう。
- 一、常に聞法に励み、明るい生活を送ろう。

- 二、同朋相たずさえ、平和な社会を築こう。

この同朋の誓いを作成するにあたってモデルとされたのは、宗派として1937年(昭和12)に制定された「同朋箴規」である。これは戦時下の国家総動員法に対応して作成されたもので、僧侶に対して布教の重点を指示することが目的の一つであったと言われる。

一方、同朋の誓いは、僧侶や布教に限定したものではなく、僧侶も門徒もすべてを含め、真宗教徒全般が日常生活においていかに実践すべきか、その実践の方向を明示しようとしたものである。その解説によれば、各三項目のすべてに聖教の典拠をおいて作り上げられており、最終的に藤田宏達研究員によって、仏・法・僧の次第に改めて、三力条に成文化されている。

現在、教区教化テーマ(現教区御遠忌テーマ)が制定されているが、教区における原型は、この同朋の誓いであったともいえる。また、教区宗祖御遠忌お持ち受け大会「婦人のつどい」における大会宣言も仏・法・僧の次第となっている。

現在の教区の礎は、この1963年に作り上げられたと言えよう。